

## 「JA教育ローン」商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

商品名	JA教育ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となる ことができます。</li> <li>●お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。</li> <li>●前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた 「前年度税引前所得」とします)。</li> <li>●勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。</li> <li>●教育施設(修業年限が6か月以上(外国の教育施設は3か月以上)で、中学校卒業以上 の者を対象とする次の教育施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学 b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など) c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 d その他職業能力開発校などの教育施設</li> <li>●生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居 ご家族の持ち家であること)。</li> <li>●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2ヵ月以内にお支払い済 の資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きま す。</li> <li>①受験のための費用(交通費、宿泊費、出願料、受験料)</li> <li>②学校納付金(入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費)</li> <li>③教科書代等の学校教材費</li> <li>④留学旅費</li> <li>⑤引越・電化製品購入費用(原則として入学時に限定)</li> <li>⑥敷金・礼金(原則として入学時に限定)および家賃</li> <li>⑦通学費</li> <li>⑧下宿就学子弟の生活仕送り金(月額5万円が上限)</li> <li>⑨卒業論文作成の研究・調査費</li> <li>⑩他金融機関からお借入中の教育ローン借換</li> </ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上1,000万円以内(1万円単位)。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。</li> </ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●据置期間を含め6ヶ月以上15年以内(1ヶ月単位)とします。 ・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ 月後までの範囲内とします。</li> </ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日(4月1日、10月1日)の基準金利(当JAで定めるパー ソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌 日より適用利率を変更いたします。</li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>

返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。																		
担保	●不要です。																		
保証人	●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料（年 0.4%）をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】</p> <table border="1" data-bbox="459 645 1316 745"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>7,000</td> <td>11,000</td> <td>21,000</td> <td>32,000</td> </tr> </table> <p>・保証料年 0.4%、元利均等返済の場合</p> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年 0.4%）をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3 年	5 年	10 年	15 年	保証料（円）	7,000	11,000	21,000	32,000								
お借入期間	3 年	5 年	10 年	15 年															
保証料（円）	7,000	11,000	21,000	32,000															
団体信用生命共済（保険）	<p>●ご希望により、当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="459 1019 1295 1467"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年 0.22%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.47%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.32%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.37%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.47%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.27%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.42%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年 0.47%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.22%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.47%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.32%	団体信用生命共済（連生）	年 0.37%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.47%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.27%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.42%	団体信用生命共済（ワイド）	年 0.47%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.22%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.47%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.32%																		
団体信用生命共済（連生）	年 0.37%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.47%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.27%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.42%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年 0.47%																		
9大疾病補償保険	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>加算利率：年 0.54%</p>																		
手数料	●不要です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p>																		

	<p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>
その他	<p>●お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>●連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

